

## 令和8年度 外国人受入環境整備交付金に係る緊急提言

「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととされ、外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化を図ることとされている。

また、「令和8年度の地方財政措置について」（令和7年8月8日付総財調第16号）や「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」（令和7年7月23日 全国知事会）をはじめ、外国人が増加する中で、外国人の相談体制の強化等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたい旨の申入れ等が行われている。

しかしながら、令和7年度までの外国人受入環境整備交付金については、相談員等の人件費が事業費の大きな割合を占める中、申請額に対して大幅に減額されるケースがあり、自治体から委託等を受けて事業を実施している地域国際化協会においては相談窓口の設置・運営に支障が生じる状況となっている。

については、地域国際化協会において、外国人の受入れ環境整備のための一元的相談窓口体制の構築・拡充、維持・運営を十分に行うことができるよう、下記事項について、必要な措置を講じること。

### 記

- 1 外国人受入環境整備交付金について、自治体に対する十分な財政措置を講じること。
- 2 交付限度額の上限を引き上げ、地域の人口規模等の多寡により行政サービスの質に差異が生じることなく、相談窓口を全国一律に円滑に運営するための十分な財政措置を講じること。
- 3 1日当たりの相談件数を人件費の交付基準とすることとせず、整備事業は必要経費の10分の10、運営事業は必要経費の2分の1とされている交付率を遵守すること。

令和7年8月28日

地域国際化協会連絡協議会  
会長 神田 真秋